

石運整第452号の2  
令和6年2月22日

石川県内自動車整備事業者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

令和6年能登半島地震により被災した自動車整備事業者の取扱いについて

標記について、自動車技術安全部長より別紙（令和6年2月22日付け北信技整第198号）のとおり通達があったので、了知願います。

北信技整第198号  
令和6年2月22日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

### 令和6年能登半島地震により被災した自動車整備事業者の取扱いについて

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、整備工場や設備の損壊等甚大な被害を受けた地域の自動車整備事業者は、今後、事業再開への取り組みが順次行われるものと思われませんが、様々な問題が山積し、早期の事業再開が難しい状況にあることが思慮されます。

しかし、被災した整備工場が事業再開までに多大な時間を要することは、自動車の点検整備や車検整備の実施を希望する地域住民の移動の確保や環境保全が損なわれる恐れがあるところです。

については、標記の地震により被災した整備工場のうち、石川県内に事業場を有する自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者（以下「事業者」という。）であって、早期再開のため認証基準又は指定基準（以下「基準」という。）に定める設備の維持を一定期間猶予して欲しい旨の申し立てがあった場合には、下記により取り扱うこととしたので了知されるとともに、関係団体を通じて貴管内の事業者に対し周知するようお願いいたします。

### 記

#### 1. 基準猶予の申し立て

被災により基準に定める設備の維持ができなくなった事業場のうち、早期再開の見通しが立たない事業場を有する事業者は、事業場ごとに様式1-1及び1-2の「申立書」を運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。この場合、運輸支局長は、申し立て内容について聞き取りを行い、基準猶予が必要と判断（別紙参照）した場合には様式2の「猶予措置事業者台帳」を作成すること。

## 2. 基準猶予の期間

猶予期間は月単位とし、届出日から1年以内を原則とするが、被災地域の復興状況に応じ、猶予期間の延長を行って差し支えないこととする。

## 3. 基準猶予期間中の指導

運輸支局長は、基準を猶予した事業場に立ち寄る等により、分解整備の実施状況や基準猶予の状況確認を行うとともに、基準適合に向けた指導を行いその旨を様式2へ記載すること。

令和 年 月 日

石川運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称 (認証番号)

事業場の所在地 (仮設等により一時的に移転の場合はその所在地)

申立書

令和6年能登半島地震により被災し、下記のとおり道路運送車両第80条に規定する認証基準を維持できなくなっておりますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしくお願ひします。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況 (天井の高さを含む)

(作業用機械の維持ができていない状況を記載)

2. 整備用作業機械の不備状況

(作業用機械の維持ができていない状況を記載)

3. 工員の不備状況

(作業用機械の維持ができていない状況を記載)

4. 基準適合予定日

令和 年 月 日

石川運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称 (指定番号)

事業場の所在地 (仮設等により一時的に移転の場合はその所在地)

申立書

令和6年能登半島地震により被災し、下記のとおり道路運送車両第94条の2に規定する指定基準(検査用作業機械を除く)を維持できなくなっておりますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしく申し上げます。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況(天井の高さを含む)

(作業用機械の維持ができていない状況を記載)

2. 整備用作業機械の不備状況

(作業用機械の維持ができていない状況を記載)

3. 工員の不備状況

(作業用機械の維持ができていない状況を記載)

4. 基準適合予定日

## 猶予措置事業者台帳（認証番号）

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

事業場名称 \_\_\_\_\_

事業場の所在地 \_\_\_\_\_

事業場の連絡先 \_\_\_\_\_

申出書提出日	令和 年 月 日
基準猶予の内容	
猶予期限	令和 年 月 日

## 指導状況等の記録

年月日	担当者	指導状況等

## 基準猶予の例

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況について（整備事業に係る届出の猶予）
  - ・対象とする自動車の基準では、作業場の間口×奥行が基準を満たしていないが、主に整備を行う自動車については、有効なスペースが維持できる場合の変更届の猶予。
  - ・認証を受けている場所での事業再開が困難なため、一時的に移転し仮設等で事業を再開したい場合などの変更届の猶予。
  - ・作業場、整備機器の損壊等により、事業を廃止するか否か迷っている場合の廃止届の猶予。
  
2. 整備用作業機械の不備状況について（認証工具に係る保有義務の猶予）
  - ・移転して事業を再開するが、損壊等により認証工具が維持できない場合の猶予。この場合、最低限必要な設備としてエアコンプレッサ、ジャッキ、手工具等主に整備する自動車に必要な工具は維持すること。
  
3. 工員の不備状況について（整備に係る工員保有義務の猶予）
  - ・従業員が被災して出勤できず、工員2人以上を維持できない場合の猶予。工員が一人となる場合には、当該工員は2級整備士以上の資格を有していること。
  
4. その他（基準猶予に係る指導事項等）
  - ・基準を猶予すると判断した際には、整備作業中の事故に十分注意し安全作業を心がけるよう十分指導すること。
  - ・基準の猶予期間中は、事業場の再建状況等を把握しておく必要があるため、適宜、状況確認又は報告を行うよう指導すること。
  - ・事業場の損壊等により、事業再開の計画が立たないまま事業を行っていない事業者（事業再建計画中事業者）にあっては、定期的に今後の事業の方向性について連絡するよう指導すること。